

令和 8 年 9 月 1 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（令和 7 年 8 月～令和 8 年 7 月）

- 発電実績なし

3. その他

（1）東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

【全体として】

- 平成 26 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明しております。
- これまでに，発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。
- また，基準地震動，火山影響評価についても概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

【基準津波について】

- 令和 7 年 11 月 7 日の審査会合において，更なる安全性向上の観点から，基準津波に対する裕度の積み増しをするための敷地造成を反映した基準津波の再評価について説明した結果，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。
- 敷地造成を反映した基準津波による敷地前面での基準津波の最高水位は，これまでの 12.1 メートルから 12.4 メートルとなりますが，プラント全体の基準津波に対する裕度は，敷地造成前の 0.9 メートルに対して敷地造成後は 1.8 メートルとなるため，裕度は積み増しされることとなります。
- また，令和 8 年 1 月 16 日の審査会合において，「敷地造成を反映した基準津波の年超過確率」について説明した結果，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

【今後について】

- 地震，津波の審査について残る項目は，「基準津波に伴う砂移動評価」および「基礎地盤，周辺斜面の安定性評価」となりますが，いずれもプラント審査準備の進捗を踏まえて検討する必要があるため，まとも次第，審査会合で説明する予定としております。
- 今後も引き続きプラント審査準備を進めてまいります。

(2) 東通原子力発電所における主な公表事項(令和7年9月2日～令和8年9月1日)

発生日	件名	概要
令和7年 11月20日	「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る原子力規制検査(核物質防護関係)の評価結果, その後の根本原因分析結果および改善措置活動計画の報告について (詳細は別添1を参照)	- 東通原子力発電所において敷地内への侵入を防止するために設置している監視装置の性能試験および保守点検について, 不適切な取り扱いが行われていたことが確認され, 原子力規制委員会より「重要度評価: 緑」「深刻度評価: SLⅢ」と評価された。(令和7年11月20日) - 事案の確認や原因分析, 改善措置の検討を進め, 19項目の改善措置を策定し, その結果および改善措置活動の計画を原子力規制庁へ報告した。 (令和8年2月18日)
令和8年 3月31日	東通原子力発電所敷地内における協力企業事務所屋外分電盤の焦げ跡確認事象, その後の原因と再発防止対策について (詳細は別添2を参照)	- 発電所敷地内の協力企業事務所の屋外分電盤で焦げ跡が確認され, 下北消防本部により火災と判断された。 - 原因は, 分電盤の扉に植物の蔓(ツル)が挟まったことにより密閉性が低下し, 内部に雨水や湿気を含んだ外気が侵入した結果, 結露による短絡(ショート)が発生し, 火災に至ったと推定された。 - 扉への異物の挟み込みがないことおよび分電盤内部に結露等の異常が無いことを巡視点検項目として明確化し, 管理していく。

以 上

詳細については, 当社ホームページから確認することができます。

<https://www.tohoku-epco.co.jp/>

「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る原子力規制検査（核物質防護関係）の評価結果、その後の根本原因分析結果および改善措置活動計画の報告について

- 令和7年11月20日の原子力規制委員会において、「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る原子力規制検査の結果が報告され、「重要度評価^{※1}：緑」「深刻度評価^{※2}：SLⅢ」との評価が決定されました。
- また、原子力規制委員会後、当社に評価内容が通知されるとともに、根本的な原因の分析を踏まえた改善措置活動の計画を策定し、令和8年2月末までに報告することが求められました。

※1 重要度評価は、検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について、影響が大きい順から「赤」、「黄」、「白」、「緑」の4段階に色付けされて評価される。

※2 深刻度評価は、検査指摘事項が原子力安全または核物質防護に及ぼす影響について、影響が大きい順から「SLⅠ」、「SLⅡ」、「SLⅢ」、「SLⅣ」の4段階で評価され、評価レベル等に応じた規制措置が行われる。

表1 重要度評価

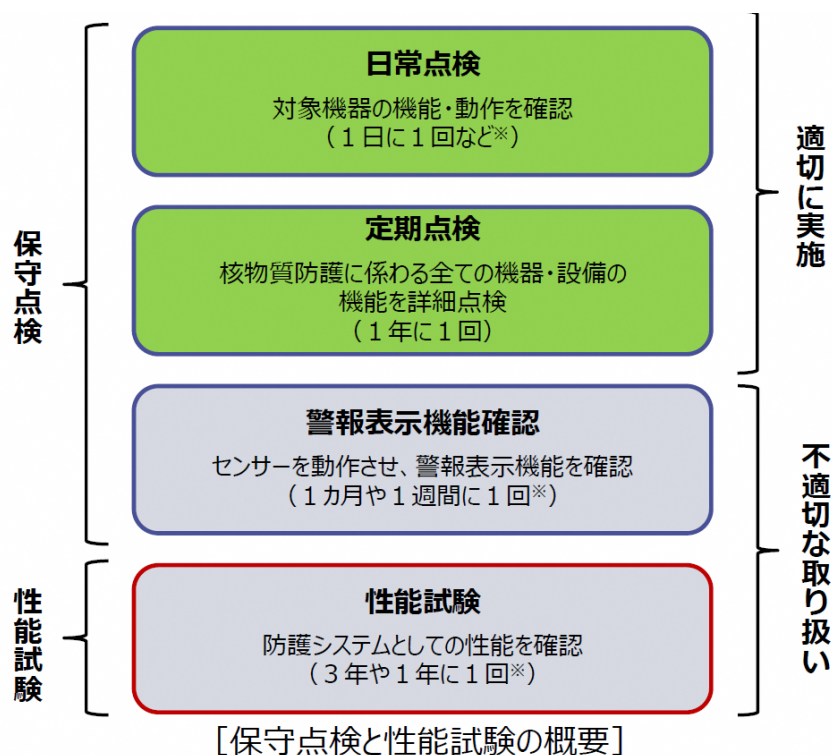
分類	重要度	内容
指摘	赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
	黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準
軽微		事業者が原因を除去して対応完了とする水準

表2 深刻度評価

	深刻度	内容
↑ 高 ↓ 低 規制措置	SLⅠ	原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SLⅡ	原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SLⅢ	原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SLⅣ	原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるものの、またはそうした状況になり得たもの
	SLⅣ (通知無し)	(通知の有無は、改善の状況、意図的な不正行為の有無などにより決定)
軽微		原子力安全上または核物質防護上の影響が極めて限定的なもの、またはそうした状況になり得たもの

【事案の概要】

- 東通原子力発電所において敷地内への侵入を防止するために設置している監視装置の性能試験および保守点検（警報表示機能確認）について、「求められる試験と点検の一部もしくは全てを実施していない状態で、実施済みとして記録を作成する」等の不適切な取り扱いが行われていたことが確認されました。
- 当社にて、過去の試験と点検記録を確認した結果、性能試験については古いもので平成30年度以降、保守点検（警報表示機能確認）については平成25年度以降、それぞれ事案が判明した直近の試験と点検までの期間において、不適切な取り扱いを確認いたしました。（図1参照）
- 保守点検のうち、核物質防護に係る機器や設備の健全性と機能の確認を行う日常点検や定期点検については、過去全ての期間において適切に実施されており、機器や設備の健全性と機能に問題がないことを確認しております。
- なお、女川原子力発電所では同様の事案がないことを確認しております。



※頻度は機器・設備によって異なる

図1 保守点検と性能試験の概要

【原因と対策の概要】

- 当社は、「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る根本原因分析の結果および改善措置活動の計画を取りまとめ、令和8年2月18日、原子力規制庁に報告いたしました。
- 当社では社長をトップとした全社体制のもと、事案の確認や原因分析、改善措置の検討を進め、根本的な原因を「PDCA※を適切に回すための問い直す意識の弱さ」、「核物質防護業務の重要性に対する認識不足」、「現場に対する本店や発電所幹部の関与不足」と特定し、内部統制やガバナンス、安全文化、核セキュリティ文化の観点での検証結果、独立検証委員会からの提言を踏まえ、19項目の改善措置を策定しました。
- 現在、各改善措置に対し実施計画（アクションプラン）を定め、順次対応を進めております。管理体制や組織風土などの安全基盤をより一層強化し、再発防止を徹底してまいります。

※ PDCA サイクルは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返して業務や品質を継続的に改善するマネジメント手法

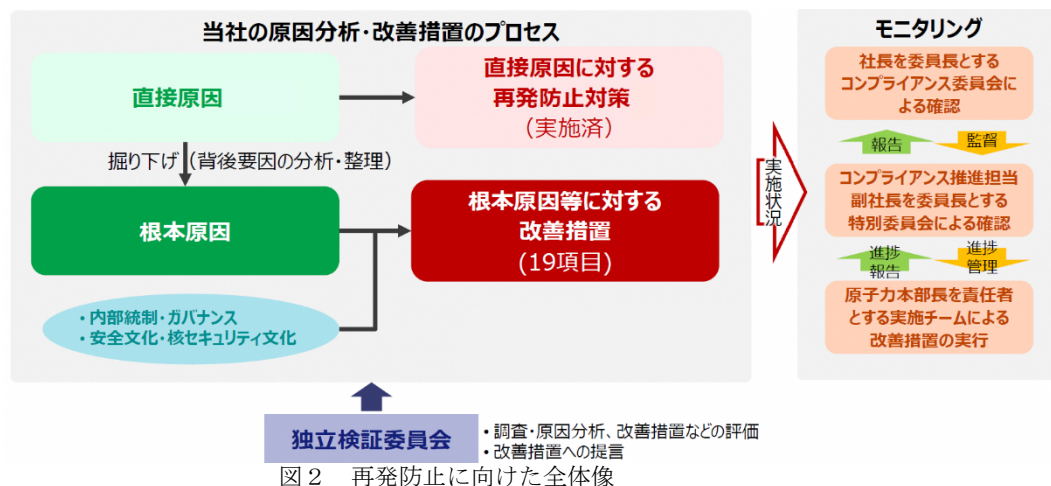


図2 再発防止に向けた全体像

表3 改善措置計画の概要

課題・強化項目		改善措置
根本原因	PDCAを適切に回すための問い直す意識の弱さ	1. 業務の計画・監視・評価・改善に係るPDCAサイクルのマニュアル等への明文化※ 2. 核物質防護課の増員や力量向上等による人的資源の強化 3. 核物質防護業務に必要な力量の明確化、力量獲得・維持に向けた教育の定例化※ 4. 他事業所評価における文書閲覧・インタビュー手法の導入
	核物質防護業務の重要性に対する認識不足	5. 核物質防護の重要性に係る本質的な理解に向けた、本店原子力部・原子力発電所共通の体系的な教育 6. 規制要求事項や業務品質確保の重要性の理解に係る事例教育の強化
	現場に対する本店や発電所幹部の関与不足	7. 本店原子力部における専任人材の増員等による人的資源の強化 8. 核物質防護規定における本店原子力部と発電所の役割・責任の明確化 9. 女川、東通両原子力発電所間のマニュアル等の整合性確保 10. 本店原子力部による定期的な現場観察を通じた現場実態の把握 11. 原子力発電所幹部と核物質防護課員との対話の定例化 12. 経営層と原子力発電所員の定期的な対話※ 13. 原子力安全推進会議等における核物質防護業務の報告範囲拡大
内部統制・ガバナンス	リスクマネジメント	14. 核物質防護業務の潜在リスクを本店原子力部と発電所が議論・検討する仕組みの構築
	内部監査	15. 原子力考査対象および手法の見直し
安全文化・核セキュリティ文化	安全文化	16. 安全文化に係る的確な現場実態の把握と活動への適切な反映に向けた自己評価手法の改善
	核セキュリティ文化	17. 核セキュリティ文化醸成活動の見直し 18. 核セキュリティ文化に係る的確な現場実態の把握と活動へ適切に反映できる仕組みの構築
全社大のコンプライアンス		19. 全社大でのコンプライアンスリスクの評価および管理の見直し※

※独立検証委員会からの提言に関連した改善措置

東通原子力発電所敷地内における協力企業事務所屋外分電盤の焦げ跡確認事象、
その後の原因と再発防止対策について

【事案の概要】

- 令和8年3月31日9時44分頃、東通原子力発電所1号機（第4回定期事業者検査中）において、発電所敷地内の協力企業事務所に設置されている屋外分電盤に焦げた跡が確認されました。
- このため、同日10時18分に下北消防本部へ通報を行い、11時24分に火災と判断されましたが、同本部により11時42分に鎮火が確認されております。
- なお、本事象による発電所設備への影響および周辺環境への放射能の影響はありませんでした。
- 本事象は、当社が定める東通原子力発電所におけるトラブルの連絡・公表基準において、「A情報：社会的関心の大きい事象（運転に影響しない火災（事務棟での火災等）が発生したとき）」に該当するものです。

【事象発生の原因】

- 当該分電盤の扉付近に自生していた植物の蔓（ツル）を挟み込んだことにより、扉の密閉性が低下し、分電盤内部に雨水や湿分を含んだ外気が流入しやすい状態となっておりました。
- その結果、夜間時間帯等外気温が低下した際に分電盤内部で結露が発生し、結露が端子台の相間部に付着したことにより短絡が生じ、火災に至ったものと推定しております。

【再発防止対策】

- 当該協力企業におきまして、当該分電盤の目視点検項目として、扉への異物の挟み込みがないことおよび分電盤内部に結露等の異常がないことを明確化し、点検結果を記録するよう管理の見直しを実施いたします。また、当社において当該見直し内容を確認してまいります。
- あわせて、本事象の水平展開として、当該分電盤以外の屋外に設置されている分電盤等につきましても、同様の観点から点検内容の見直しを実施してまいります。
- なお、当該分電盤以外の屋外分電盤につきましては既に点検を実施しており、異常がないことを確認しております。
- 当社といたしましては、今後、本再発防止対策を確実に実施することにより、同様の事象の発生しないよう努めてまいります。